

第3章

都市の将来像

3-1 将来都市像

3-2 都市づくりの基本方針

3-3 将来都市構造

...

SHIME TOWN CITY PLANNING MASTER PLAN

第3章 都市の将来像



都市の将来像では、本町が目指すまちの姿を示し、それを実現するために都市づくりの基本となる方針を設定します。

3-1 将来都市像

本町は、九州最大の都市である福岡市に隣接し、都市近郊に町が立地することによる利便性の高さと、ゆとりある住環境が魅力のまちです。こうした魅力から、福岡県では3番目に小さな町（総面積8.69km²）でありながら、人口は4万6千人を超え、人口密度は5,337人/km²（令和2年国勢調査）で全国の町村では第1位と、町の面積に対して人が密集した非常にコンパクトな町です。

全国各地で人口減少が進行する中、本町は今後しばらくの間人口が増加することが見込まれており、多様な世代や様々なライフスタイルを持った町民の誰もがより一層快適な生活を送ることができるよう、「住みごちの良い」都市づくりを推進します。

また、少子高齢化※やこれに伴う人口減少、頻発・激甚化する自然災害などが起こりうる中で、国際目標であるSDGs※（持続可能な開発目標）の考えを踏まえながら、将来においても「住み続けられる」都市づくりを併せて推進していきます。

一方、その他町の計画に目を向けると、本町における最上位計画である第6次志免町総合計画では、「志免町に生まれ育った人、志免町に移り住んできた人、志免町に関わりのあるすべての人が笑顔でつながり、元気に輝き続け、10年後に『住んで良かった』『住み続けたい』と思えるまちづくりを進めていく」とことし、以下のような将来像を掲げています。

第6次志免町総合計画

【志免町の将来像】

『みんなで未来をつくるまち～手と手を取り合い住みつづけたい しめ～』

本計画では、第6次志免町総合計画の将来像を踏まえ、「住みごちのよい都市づくり」及び「住み続けられる都市づくり」の推進により、下記将来都市像の実現を目指します。

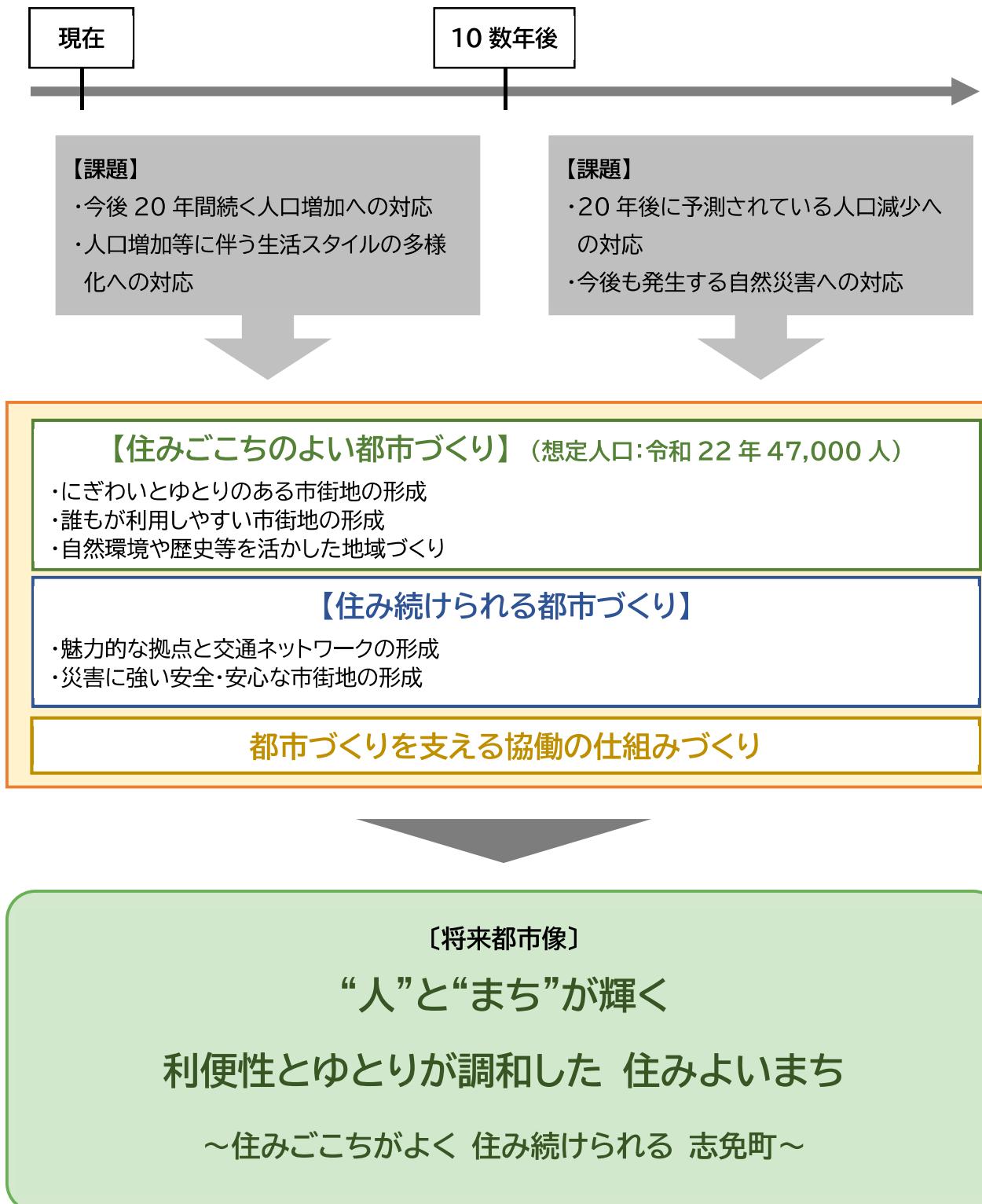
〔将来都市像〕

“人”と“まち”が輝く

利便性とゆとりが調和した 住みよいまち

～住みごちがよく 住み続けられる 志免町～

【体系図】



3-2 都市づくりの基本方針

都市づくりの基本方針は、3-1で示した将来都市像の実現に向けた都市づくりを進める上で、基本となる考え方を示したもので、この方針に従って、具体的な施策を検討します。

基本方針①：市街地整備の推進による“にぎわい”と“ゆとり”のある住みごこちのよいまちをつくる

本町で予測されている今後20年間の人口増加に対し、居住地や就業の場が不足する恐れがあるなか、既成市街地内の低未利用地だけでは、そのような場の確保は困難であると予測されています。

そのため、市街地における低未利用地の積極的な活用により人口密度を維持しながら、既成市街地以外の場所においても新たに市街地を形成することで居住地の確保と産業振興を進め、にぎわいとゆとりのあるまちを目指します。

基本方針②：多様なライフスタイルに応じた“ひとにやさしい”住みごこちのよいまちをつくる

近年の社会情勢の変化に伴い暮らし方が多様化しているため、多様なライフスタイルに応じた誰もが快適に生活を送ることのできるまちづくりを進め、ひとにやさしいまちを目指します。

基本方針③：“みどりと文化”が感じられる住みごこちのよいまちをつくる

本町を縦断する宇美川や川沿いの桜並木、炭鉱時代の歴史を伝える堅坑櫓等は、本町を象徴し、町に対する愛着や誇りの醸成につながる重要な資源です。このため、これらの資源を活かしたまちづくりを進め、みどりと文化が感じられるまちを目指します。

基本方針④：魅力的な拠点とネットワークの形成による“便利”に住み続けられるまちをつくる

人口減少が進行した場合においても、都市機能と生活利便性の維持を図るために、町の要所を拠点として定め、都市機能を集積しながら、各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの構築によって持続可能な都市を目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク※」の考え方に基づき、便利なまちを目指します。

基本方針⑤：災害に強く“安全・安心”に住み続けられるまちをつくる

近年の集中豪雨の頻発化により宇美川を中心とした河川氾濫や土砂災害等の災害リスクが高くなっています。町民の生命・身体・財産を守るために自然災害に強いまちづくりを進め、安全・安心に住み続けられるまちを目指します。

基本方針⑥：都市づくりの土台となる“町民との協働”的仕組みをつくる

まちづくりを推進していく上では複雑・多様化する地域課題や多様なニーズに対応し、町民の思いを反映していくことが重要です。このため、町民と行政の協働によるまちづくりを進めていくための仕組みの構築を目指します。

3-3 将来都市構造

将来都市構造では、本町が目指す将来の都市の姿を「点：拠点」、「線：軸」、「面：土地利用」の3つの要素で表現します。

■将来都市構造の要素と位置づけ

| 要素 | 空間的位置づけ |
|------|-------------------------------|
| 拠点 | 町の経済活動や産業活動を支える機能や人を集約する空間 |
| 軸 | 町内外における拠点間を結び都市の骨格となる空間 |
| 土地利用 | 拠点や軸の配置に応じた面的な広がりやまとまりを形成する空間 |

(1) 拠点

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| 都市拠点 … 役場周辺 |  | 店舗や企業などの商業業務施設と公共公益施設の立地を促進し、都市としての機能が集積した本町の中心的役割を担う都市拠点を、志免町役場から志免東商業地にかけてのエリアに設定します。 |
| 地域拠点 …別府地区、田富地区 |  | 地域住民の生活利便を支える商業・業務機能や都市拠点を補完する機能が集積する地域拠点を、地域住民の交流の場として人々が集う別府地区や田富地区に設定します。 |
| 公共交流拠点 … 役場周辺 |  | 町民が集い、交流を深める公共施設の集積や公共交通と連動した交通結節※機能の強化を図る公共交流拠点を、文化施設である町民センター、スポーツ施設である志免町民体育館に加え、交番や公園が立地する志免町役場周辺に設定します。 |
| 文化交流拠点 …シーメイト・豊崎櫓周辺 |  | 地域特有の文化にふれることができ、町内外・年代を問わず人が訪れ交流できる文化交流拠点を、町の総合福祉施設であるシーメイトや豊崎櫓周辺に設定します。 |

(2) 骨格となる軸

| | |
|---|---|
| 公共交通軸  | 本町の公共交通網の骨格となる路線である、県道福岡太宰府線から県道志免須恵線は、「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、公共交通軸に位置づけます。 公共交通軸では、沿道における居住や生活サービス機能の誘導を図るとともに、県内の広域的な都市間や本町の都市拠点と地域拠点間の連携を強化するため、公共交通と連動した道路整備等による移動の円滑化を図ります。 |
| 都市連携軸  | 本町の都市形成の骨格となる路線である、県道福岡太宰府線や県道福岡東環状線、県道志免須恵線、(都)博多駅志免線、(都)志免宇美線、(都)坂瀬片峰線は、都市連携軸に位置づけます。 都市連携軸では、都市間及び地域間の連携を強化するため、道路整備等による移動の円滑化を図ります。 |
| 幹線道路  | 公共交通軸や都市連携軸を補完し、都市拠点や地域拠点と各居住地を結ぶ地域間連携を確保するための路線を幹線道路に位置づけます。 幹線道路では、未整備区間の整備や交差点改良、歩道整備など、道路機能の拡充を図ります。 |

(3) 土地利用特性

【市街化区域】

市街化区域は、既に市街地を形成し、今後も計画的に市街化を図るべき区域です。この区域では、市街地全体のバランスをとりながら、地域ごとに設定された用途地域に従った土地利用や機能の誘導を図ります。

のことから、以下に定める5つの区分に応じた土地利用を図ります。

| | |
|----------------|--|
| 商業・業務地 | 商業・業務地は、各地域の特性に応じた都市機能の誘導と生活に必要な商業施設の立地促進を図り、利便性の高い商業地の形成を進めます。 |
| 沿道サービス地 | 公共交通軸や都市連携軸である県道福岡東環状線、(都)博多駅志免線の沿道は、周辺の住宅地等に配慮しつつ、沿道サービス地として交通の利便性を活かした商業機能の立地を促進します。 |
| 流通・工業地 | 町北部の準工業地域と亀山工業団地は、既存産業の維持を図るとともに、立地環境を活かした流通関連企業や技術先端型業種の工場、研究所の立地を促進します。 |
| 住宅市街地 | 低層住宅地を除く住居系の用途地域が設定された区域は、店舗や事務所等も立地する住宅地としながら、住環境を保全するために各土地利用の調和を図ります。 |
| 低層住宅地 | 低層住居系用途地域が設定された区域は、戸建て住宅を中心とした閑静な居住環境の維持を図るとともに、時代のニーズと地域の特性に見合う住宅を建築できるよう建築規制の見直しなど改善を図ります。 |

【市街化調整区域】

市街化調整区域は、無秩序に市街地が拡大することのないように、良好な自然環境や農地等を保全し、市街化を抑制する区域です。この区域では、原則として市街化を抑制しつつも、地域の特性やまちの課題に応じ、住環境の改善や活力維持・増進等を図る必要がある場所にあっては、秩序ある土地利用を図ります。

のことから、以下に定める3つの区分に応じた土地利用を図ります。

| | |
|-------------------------------|--|
| 集落活力の維持・増進を図る区域 | 町南部の吉原地区の一部は、既存の集落活力や地域コミュニティの維持・増進に向け、集落環境の保全を図る区域とします。 |
| 新たに土地利用転換を図る区域 | 吉原地区の一部や志免迎田地区、田富地区、町役場北側は、今後も続く人口増加等に対応するため、地域の実情に応じて、農地や緑地等の周辺環境に配慮しながら、土地利用の転換を図る区域とします。 |
| 将来の動向に応じた土地利用転換を検討する区域 | 本町北部の県道福岡東環状線沿道や南部の吉原地区の一部は、周囲の土地利用動向や人口、産業の長期的な需要等の将来の動向を踏まえながら、必要に応じた土地利用の転換を検討する区域とします。 また、粕屋町、須恵町にまたがるボタ山は、関係町と連携し、将来の動向やニーズを踏まえながら、まちづくりへの活用を検討していきます。 |

